

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算に係る
処遇改善計画について（令和5年度）

	① 処遇改善加算	② 特定加算	③ ベースアップ加算
賃金改善実施期間	令和5年4月～令和6年3月		
算定する加算の区分	処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅰ)	ベースアップ支援加算
加算見込額	74,777,880円	26,031,000円	14,636,040円
賃金改善見込額	119,476,000円	31,960,800円	17,774,400円

《加算ごとの改善内容について》

① 介護職員処遇改善

【賃金改善方法について】

- 基本給・・・定期昇給
- 手当・・・介護職員に対し介護職員処遇改善手当の支給 月額12,000円
- その他・・・定期昇給に伴う賞与の増額分、法定福利費増額分

【キャリアパス要件について】

- 《要件Ⅰ》 イ. 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
ロ. 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
ハ. 上記の内容について就業規則等の明確な根拠規定を整備し周知している。
- 《要件Ⅱ》 イ. 資格取得のための支援の実施
介護福祉士資格取得のための研修受講については勤務扱いとし、交通費等を事業者が負担します。
- 《要件Ⅲ》 イ. 介護職員について一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設けている。
・経験に応じて昇給する仕組み・資格に応じて昇給する仕組み・一定の基準に基づき定期に昇給する仕組み

② 介護職員等特定処遇改善

【賃金改善方法について】

- 介護職員に対し特定処遇改善手当の支給
経験・技能がある介護職員 月額10,000円から月額58,000円
(1月当たりの常勤換算職員数 104人・平均賃金改善月額 22,034円)
- その他の介護職員 月額0円から月額8,000円
(1月当たりの常勤換算職員数 55.7人・平均賃金改善月額 6,677円)
- 経験・技能がある介護職員の考え方について
介護福祉士を有し、勤続年数10年以上の介護職員（前歴の経験を含む）
- 改善後の賃金が年額440万円となる職員・・・10人（見込み）

【職場環境等に関する取組みについて】

区分	内容
入職促進に向けた取組	・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害者支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
両立支援・多様な働き方推進	・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
生産性向上のための業務改善の取組	・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

【見える化要件について】

- ・自社のホームページに掲載
- ・事業所・施設建物で外部から見える場所へ掲示

③ 介護職員等ベースアップ支援

【賃金改善方法について】

- ベースアップ等による賃金改善
・事業所に勤務する次の職種に対し介護職員等処遇改善支援手当を支給

職 種	支 給 額（月額）	
	夜勤（待機）従事者	夜勤（待機）非従事者
介護職員、看護職員	8,000円	5,000円
生活相談員、支援相談員、介護支援専門員		5,000円
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士		3,000円

- その他の賃金改善
・介護職員等処遇改善支援手当支給に伴う法定福利費増額分